

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和6年1月19日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 令和5年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内
- (3) 災害復興支援指定金と一般指定金の取り扱いについて

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月5日（木）～1月18日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	58件	2,346,681円
内訳			
自由預託金		4件	20,089円
指定預託金（豊橋平安寮へ）		1件	10,500円
災害復興支援指定金(令和6年能登半島地震災害義援金)		46件	2,057,466円
チャリティーボックス募金		5件	37,091円
年末たすけあい		1件	1,764円
一般寄付金		1件	60,000円

今週の主な寄付は、令和6年能登半島地震災害義援金として46件の方から2,057,466円をご寄付下さいました。本行では石川県にお届けします。本行は被災された方が一日も早く普段の生活に戻れることを願って継続して募金受入を続けます。

- 品物の寄付は、食品、観戦チケット、使用済切手等、合計8件ありました。
地元の希望する福祉施設等へお届けしました。

(2) 令和5年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和5年中に豊橋善意銀行へ、「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

(3) 災害復興支援指定金と一般指定金の取り扱いについて

豊橋善意銀行では寄付金の用途について指定される場合、災害復興支援指定金について、送料が発生する場合を除いて原則全額を支援先にお送りしております。今回の令和6年度能登地震義援金については、今年12月27日まで受け付けし、随時石川県または、日本赤十字社を通じて被災者にお届けします。

また、福祉施設や福祉団体へ指定される寄付金については手数料を頂いております。詳細については豊橋善意銀行にお問合せをお願いします。